

土木工事共通仕様書(H25.4改定)の正誤表について

箇所	頁数	平成25年4月版	平成25年4月訂正版	備考
土木工事共通仕様書8-1-6-1の2	P8-2	2.適用規定 受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成18年11月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年6月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	2.適用規定 受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成18年11月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	平成25年6月訂正
土木工事共通仕様書8-3-2	P8-14	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成19年9月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針(平成18年11月) 日本道路協会 道路土工-擁壁工指針(平成24年7月) 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成22年3月) 日本道路協会 道路土工指針-仮設構造物工指針(平成11年3月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル(平成15年11月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年6月) PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き(平成17年7月) 斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領(平成20年5月) 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(平成19年12月)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成19年9月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針(平成18年11月) 日本道路協会 道路土工-擁壁工指針(平成24年7月) 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成22年3月) 日本道路協会 道路土工指針-仮設構造物工指針(平成11年3月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル(平成15年11月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月) PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き(平成17年7月) 斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領(平成20年5月) 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(平成19年12月)	平成25年6月訂正
土木工事共通仕様書10-14-4-7の2(2)	P10-99	(2)室内配合 ① 受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表10-2-22マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	(2)室内配合 ① 受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-24マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	平成25年6月訂正
土木工事共通仕様書10-14-4-7の2(3)	P10-99	(3)現場配合 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-22マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	(3)現場配合 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-24マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	平成25年6月訂正

土木工事共通仕様書(H25.4改定)の正誤表について

箇所	頁数	平成25年4月版	平成25年4月訂正版	備考
土木工事共通仕様書3-1-1-9	P3-7	<p>4.電子成果品及び紙の成果品 受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。 なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(http://www.cals-ed.go.jp/index.html)において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML出力例」H22.9(H23.12.27更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。 また、台帳フォルダ(REGISTER)の作成は不要とし、電子納品する台帳データがある場合は、その他フォルダ(OTHRs)へ格納するものとする。</p>	<p>4.電子成果品及び紙の成果品 受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。 なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(http://www.cals-ed.go.jp/index.html)において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML出力例」H22.9(H23.12.27更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p>	平成25年8月訂正
土木工事共通仕様書3-2-6-7の5(3)	P3-87	<p>5.基層及び表層の規定 (3)受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-27に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。</p>	<p>5.基層及び表層の規定 (3)受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-24に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。</p>	平成25年10月訂正
土木工事共通仕様書6-1-7-2	P6-5 ~6	<p>遮水シートBは、以下の仕様による。 止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。) 止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。 止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。 止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督職員に提出するものとする。上記①及び③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。 止水材の品質規格は、表1-4による。 被覆材の品質規格は、1.(1).5)表1-3による。 (2)品質管理</p>	<p>(2)遮水シートBは、以下の仕様による。 ①止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。) ②止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。 ③止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。 ④止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督職員に提出するものとする。上記①及び③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。 ⑤止水材の品質規格は、表6-1-4による。 ⑥被覆材の品質規格は、1.(1).5)表6-1-3による。 (3)品質管理</p>	平成25年12月訂正